

2022年4月までに対応必須!

改正パワハラ 防止法対策セミナー

2 / FRI
25

16時~17時30分

オンライン開催

無料

弁護士法人フォーカスクライド 代表弁護士

佐藤 康行

株式会社 BaaS 代表取締役

土井 竜也

2019年5月に「パワハラ防止法（正式名称：改正労働施策総合推進法）」が成立し、2020年6月に施行されました。2022年4月には中小企業も対象になりますが、企業に再発防止策や相談窓口の設置が求められる内容となっています。そこで弁護士法人フォーカスクライドの佐藤よりパワハラの定義、裁判例、相談窓口の設置方法、パワハラ発生時の対応方法などを具体的に解説します。また、株式会社BaaSの土井よりHRテックを活用しパワハラ防止法に対応し採用力・定着率を向上させる方法を解説します。

主催

弁護士法人フォーカスクライド 本社所在地：大阪市中央区伏見町2丁目1番1号 三井住友銀行高麗橋ビル5階

株式会社 BaaS 本社所在地：兵庫県宝塚市山本南1丁目30-5-2

パワハラ防止法と聞いてドキッとした人にお越しいただきたいセミナー

「パワハラ防止法への対応が済んでいない」

「ハラスメント発生時の対応方法に悩んでいる」

「従業員の定着や優秀人材の採用に課題を抱えている」

一つでも当てはまる企業の経営者・人事責任者・法務責任者

正しい知識を身につけていただくことで
リスクマネジメントに繋がります！

- ・パワハラ防止法の理解が深まる
- ・パワハラ発生時の具体的な対応方法が理解できる
- ・採用力、定着率が向上する

プログラム

16時00分～16時45分 講演

～中小企業も無視できない！経営者が知っておくべき
“義務化されたパワハラ防止対策”の内容とは!?～

弁護士法人フォーカスライド 代表弁護士 佐藤 康行

休憩(5分)

16時50分～17時30分 講演

～HRテックを活用しパワハラ防止法に対応し採用力・定着率を向上させる方法～

株式会社 BaaS 代表取締役 土井 竜也



弁護士法人フォーカスライド 代表弁護士

佐藤 康行

大阪大学法学部首席卒業。京都大学法科大学院首席修了後、同年司法試験に合格。弁護士法人淀屋橋・山上合同での勤務を経て2016年にフォーカスライド法律事務所を開設、2018年同事務所弁護士法人化。法律に留まらず、経営に関するアドバイスを含めた、顧問サービスが支持され、現在、140社以上の顧問先を持つ。



株式会社 BaaS 代表取締役

土井 竜也

関西学院大学社会学部卒業。池田泉州銀行、三菱 UFJ 銀行での勤務を経て現在は大手人材紹介会社にて勤務。兼業にて株式会社 BaaS を起業し、ハラスメント・社内不正防止・従業員満足度向上のためのシステム開発を行う。本業の経験から得た、採用市場の圧倒的な情報を基に採用力・定着率向上のコンサルティングを多数実施。

セミナー
参加者特典

個別相談 1回(60分)無料